

令和5年度 第3回学校運営協議会 記録

記録 泉 紗恵

1. 日時・場所

令和6年 1月31日(水) 18:00～ 応接室

2. 出席者

学校運営協議会委員(6名中6名出席)

会長 岩野 豊治

委員 大堀 彰子

委員 吉岡 哲郎

委員 吉澤 省之

委員 福岡 千晶

委員 大濱 雄

学校関係者(7名)

准校長 佐保田 真一

教頭 坂口 伸二

首席 中村 有希

教諭 日高 良友

教諭 赤坂 久雄

教諭 石田 淳子

教諭 泉 紗恵

3. 議事内容

(1) 准校長挨拶

(2) 協議会委員紹介並びに会長挨拶

(3) 第2回学校運営協議会以降の本校の動向説明

[准校長より]

・学校経営計画の評価について

[教頭より]

・後期授業アンケート結果について

・学校教育自己診断について

[首席より]

・修学旅行について

- ・学校説明会について
- ・生徒一人一台端末の活用状況について
- ・電子機能付きプロジェクターの配備について

[教務主任より]

- ・在籍数報告
- ・令和6年度行事予定について
- ・3月卒業予定者数について

[生徒指導主事より]

- ・令和5年度懲戒指導のまとめ
- ・令和5年度部活動等における生徒実績について
- ・令和5年度保健行事、発育の状況及び保健室来室者数

[進路指導主事より]

- ・令和5年度進路希望状況(1月10日付)
- ・今年度の取り組みについて
- ・令和5年度アルバイトアンケート調査結果について

#### 4. 協議

(1) ご質問・ご意見・ご提言

(学校経営計画及び学校評価について)

委員C：中学校教員向けの説明会をするのはいいいアイデアだと思う。

(中学校訪問について)

委員A：中学校訪問で管理職や進路指導の先生以外で対応してくれた先生はいるか。

事務局：タイミングが合わず、お話ができないときもあるが、学年の担任の先生や定時に興味を持っている支援の先生も入っていただいで話すこともある。また、過去には本校の学校説明会に中学校の先生が「見たい」というので参加してくれたこともある。

委員A：中学校では不登校だった生徒も環境が変わって学校に来ている生徒もいる。中高のつながりがあればより良くなると思う。

委員C：特性がある生徒は何人くらいいるか。

事務局：人数はわからない。手帳を持っていたり、定期的に通院していたりする生徒もいるし、それ以外でも困り感を持っている生徒は多くいる。

委員C：小中では支援学級に在籍している子もグレーゾーンの子も支援学級に入らない子も支援をしているが、そういう観点でいうと何割くらいの生徒が該当するか。

事務局：割合とかはわからない。本校では、特別のカリキュラム(指導計画)は作って

いない。そのため、学習支援員や非常勤講師についてもらうことで全員が同じ授業を受けている。

委員C：生徒と保護者にとっては「学校に楽しくいけること」と「その次のキャリアにつなげてくれる」の両方が大切だと思う。この学校に行けば何をしてもらえるのかがはっきりしていると勧めやすい。

事務局：進路については就労移行につなげる場合もあれば、サポートステーションにつなげてその後の就職につなげていくなど、生徒にあった進路を一緒に考えていくようにしている。

委員C：生徒はなぜこの学校を選んだのか。

事務局：理由は様々であるが、中学校は不登校で学力的に全日制は難しい、人間関係の構築が難しく少人数学校がいいことや、起立性調節障害で朝は苦手、というような理由で選んでいるという話を聞く。

委員D：1人2人ではあるが、サポートステーションとのつながりができたことがよかった。サポートステーションに来る年齢層が若くなってきている。今後もつながりをもっていきたい。

事務局：生徒が不登校になる理由はわかっているのか。

委員C：それはわからないが、学校として不登校の生徒を見極めようと言っている。「学校に行きたくても行けない生徒」「家にいる方がいいと思っている生徒」など、生徒の状況をしっかりと理解した上で、適切なアプローチを行っていくようにしている。

事務局：「学校に行きたくても行けない生徒」がフリースクールに行っているのか。

委員C：フリースクールに行く生徒もいる。週に数日フリースクールに行くような感じ。最近では、校長判断でフリースクールに行けば学校も出席扱いにできるようになった。

委員B：不登校は全体像でしかない。教員同士でさまざまな情報を共有することができれば支援の新しい一手が見つかるのではないか。

委員B：一人ひとりの生徒を細かく見ていただいているのを実感している。

☆令和6年度の予定は

第1回令和6年6月下旬～7月下旬の土曜日の10時～12時、

第2回令和6年10月中旬～11月上旬の平日の18時～20時30分、

第3回令和7年1月中旬～2月上旬の平日の18時～20時30分